

令和7年度岩美町地域おこし協力隊募集公告 (岩美駅賑わい創出／起業人材)

次のとおり、岩美町地域おこし協力隊員の募集を行います。

令和7年3月10日

岩美町長 長 戸 清

記

1. 目的

鳥取県岩美町は、鳥取県の最も東側、兵庫県との県境に位置し日本海に面する人口約11,000人のまちです。まちの中心部に位置するJR岩美駅は、明治43年(1910年)に開業し、100年以上にわたり町の玄関口として、また、交通の結節点として機能してきました。また、アニメ「Free!」のロケ参考地としても知られ、アニメファンにも愛される貴重な場所となっています。しかしながら、モータリゼーションや人口減少により鉄道利用者が減少し、令和3年(2021年)には無人駅となり、駅周辺の商店も減少しています。

岩美町では、岩美駅及びその周辺の賑わいを取り戻し、町民等の交通手段である鉄道の維持に資するため、岩美駅賑わい創出検討委員会(岩美町商工会)と連携しながら、岩美駅又はその周辺において町の特性を活かした事業を興す人材を地域おこし協力隊員として募集します。

2. 募集人数 3名

3. 募集対象者の条件

- ①年齢・性別・学歴は不問
- ②次に掲げる要件のいずれかを満たし、岩美町地域おこし協力隊員として着任するまでに岩美町へ住民票を異動することができる方
 - ・区域の全部又は一部が、過疎、山村、離島、半島等の地域(条件不利地域)に該当しない市町村(政令指定都市の場合は、条件不利地域外であれば可)に在住している方
 - ・岩美町以外において、地域おこし協力隊として活動した方(同一地域での活動経験が2年以上、かつ解嘱から1年以内の方)
 - ・JETプログラム終了者(JETプログラム参加者として2年以上活動し、かつJETプログラム終了から1年以内の方)
 - ・海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方
- ③心身ともに健康で明るく、何事にも前向きに挑戦する意欲のある方
- ④地域住民、関係者と積極的にコミュニケーションをとることができ、関係者と連携しながら地域活性化に取り組む意欲のある方
- ⑤地域特性を活かしたビジネスで任期中に起業し、任期終了後も岩美町商工会員として事業を継続しながら岩美町に定住する意思のある方
- ⑥普通自動車免許を取得している方(委嘱までに取得を予定している方を含む。)
- ⑦Word、Excel、インターネットなどの基本的なパソコン作業のできる方
- ⑧地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- ⑨岩美町暴力団排除条例(平成24年岩美町条例第4号)第2条に規定する暴力団の構成員でなく、かつ暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない方
- ⑩国・都道府県・市町村の各種税金や料金、国民健康保険料、国民年金等の滞納がない方

4. 活動拠点

岩美町商工会館(鳥取県岩美郡岩美町浦富1031-23)ほか

5. 雇用形態及び期間

- ① 岩美町地域おこし協力隊として町長が委嘱し、町と隊員本人との間で業務委託契約を締結します（町や支援機関との雇用関係はありません）。
- ② 委嘱期間は、委嘱日（契約日）から令和8年3月31日までとし、年度毎に協議・契約の上、最長で令和10年3月31日まで更新可能とします。ただし、地域おこし協力隊としてふさわしくない行為があったと判断した場合等については、契約期間中であっても契約解除することがあります。
なお、委嘱日（契約日）は、応募者と協議した上で決定します。

6. 活動条件等

（1）活動内容

- ① 岩美駅及びその周辺の賑わい創出に資する事業の企画・提案（地域の現状分析や市場調査、ビジネスアイデアや計画づくり）
- ② 上記①を自ら又は他者と共同で生業とするための起業準備（試行・実証を経て、店舗準備や環境整備）
- ③ 岩美駅賑わい創出検討委員会への参画（会議やイベントへの参加）
- ④ その他、隊員の提案による地域おこし協力活動の実践など
※起業に向けては、岩美町商工会や本事業にかかわるコーディネーターの支援を受けながら計画や準備を進めていただきます。

（2）委託料

年間上限5,499,200円

（内訳）報償費相当額：月額291,600円、活動費：年間2,000,000円（上限）

※年度途中で活動を開始した場合、委託料は月割・日割となります。

※委託料は、1か月間の実績に応じて翌月支払います。

※雇用関係がないため、雇用保険には加入しません。また、健康保険料及び年金保険料は、隊員個人の負担となります。

※活動中の事故やケガ等に備え、賠償責任保険及び傷害保険に加入していただきます。（保険料は活動費から支出してください。）

※活動に使用する車両費用、携帯電話、パソコン等に要する費用、その他活動に必要な経費は、町との事前協議の上、国の基準による使途の範囲内かつ活動費の範囲内で毎月支払います。

※上記委託料には消費税及び地方消費税の額が含まれます。仮に隊員が課税事業者となった場合でも支給額は変わりませんのでご注意ください。

（3）活動日・活動時間

活動時間は、1日当たり7時間、1月当たり20日間を目安とし、原則として月140時間とします。事前協議の上、活動時間を調整することは可能ですが、調整することなく140時間に満たない月の委託料は、1時間当たり2,080円を減額して支払います。

（4）副業

任期中の地域おこし協力活動（上記（1））に支障のない範囲で行うことが可能です。ただし、公序良俗に反するものなど、町や地域おこし協力隊のイメージを損なうような事業は認められません。

(5) 住居・車両

住居は、隊員個人で契約していただきます。家賃及び共益費は、合わせて月61,000円まで活動費に含むことができますが、引っ越しに要する費用（敷金を含む。）や光熱水費等は、隊員の自己負担になります。

また、活動に必要な車両は、原則として隊員個人が用意するものとします。

7. 応募方法及び受付期間

- (1) 応募方法 次の提出書類に必要事項を記入して写真を貼付の上、PDF データにより下記応募先まで電子メールで提出してください。※提出されたデータは、本選考のため以外には使用しません。

①応募用紙（町ホームページからダウンロード）

②自己PR用紙（町ホームページからダウンロード）

③岩美町の資源や岩美駅周辺の立地条件を活かした起業プラン（任意様式）

※現時点で思い描くプランであり、実際に活動する中で内容を見直していくことについては問題ありません。

- (2) 受付期間 募集定員に達するまで（募集定員に達した時点で受付を終了しますので、電話、メール等で事前に確認していただくことをお勧めします。）

8. 選考方法

- (1) 事前相談

応募後、着任後のミスマッチを防ぐため、個別に日程調整の上、面談又はオンラインにて事前相談を実施します。審査ではありませんが、選考の参考にする場合があります。

- (2) 第1次選考（書類選考）

応募書類を審査し、1週間程度で結果をメールで通知します。

- (3) 第2次選考（面接審査）

第1次選考の合格者と日程調整の上、以下のとおり面接（応募者によるプレゼンテーションを含む。）を行います。

①日 時 随時（応募者が試験場所に来訪できる日程を考慮して調整します。）

②場 所 岩美町役場（鳥取県岩美郡岩美町浦富 675 番地 1）

③内 容 起業プランに関するプレゼンテーションと面接による口述試験

④結 果 面接終了後2週間以内に結果をメールで通知します。

※選考の経過及び結果に関する問い合わせには応じられません。

9. 応募先・問い合わせ先

岩美町役場商工観光課（担当：川口）

所在地 〒681-8501 鳥取県岩美郡岩美町浦富675-1

電 話 0857-73-1416 F A X 0857-73-1524 電子メール syoukou@iwami.gr.jp